知的財産本部からのお知らせ

平成２０年５月１日
知的財産本部

◎特許出願する場合は、学会発表論文投稿 の前に予稿・抄録又は論文の概要部分を知財本部へお送りください!!

① 予稿・抄録・論文が紙面もしくは電子媒体（インターネットなど）で公開されると、**公知事実**となります。

② 公知事実により、公開後に特許出願した場合は、公知事実に基づき、出願特許の**新規性が喪失**します。

③ 新規性喪失した出願特許は**特許を受ける権利を喪失**します。
→ 特許にはなりません！！

④新規性喪失の例外規定（特許法第３０条）
特許庁が指定する学術団体での発表については、発表（公開）後
６カ月以内に特許出願した場合は、公知とはならない。（所定の手続きが必要）

落とし穴！！

〇学会すべてが特許庁の指定学会ではない。**適用を受けられない学会もある。**
〇**例外規定**がある国は日本と米国のみ。**欧州にはない。**

→価値ある特許も出願国が限定される。

抄録・予稿・論文の投稿の際は、その原稿ファイルを**メール添付**の上、下記のアドレスの知財本部までお送りください。

⬇

送り先アドレス

chizai@kurume-u.ac.jp